

## 西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「法」という。）第8条の規定により、市長が行う住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（以下、「供給促進計画」という。）に示す者とする。
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）に係る賃貸住宅をいう。
- (3) 登録住宅 本要綱に基づき登録された住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。

### (登録の基準)

第3条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の基準は、法第10条、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第11条から第14条及び供給促進計画に定めるとおりとする。

### (登録の申請)

第4条 法第9条第1項の規定により登録申請をしようとする者は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに同項各号及び施行規則第9条第1項各号に定める事項を記載した登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取り図
- (2) 第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと及び法第10条第1項各号並びに施行規則第12条第1号で規定する基準に適合するものであることを誓約する書面（様式第2号）
- (3) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書

イ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 3 項の建設住宅性能評価書

ウ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号の保険契約が締結されていることを証する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類

(4) その他、市長が必要と認める書類

3 市長は、第 3 条第 1 項に定める基準を満たし、かつ第 5 条 1 項各号に該当しないと認められるときは、法第 10 条第 3 項の規定により、登録する旨を登録通知書（様式第 3 号）により登録申請者に通知する。

4 市長は、登録された住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅を法第 13 条の規定により、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示するなど速やかに公示し、一般の閲覧に供するものとする。

5 登録に係る手数料は無料とする。

（登録の拒否）

第 5 条 市長は、第 4 条第 1 項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(3) 第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（同条第 8 号において「暴力団員等」という。）

(5) 精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

(7) 法人であって、その役員のうち同項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 市長は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、登録拒否通知書（様式第 4 号）にて、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

第6条 登録事業を行う者(以下、「登録事業者」という。)は、第4条第1項各号に掲げる事項(以下、「登録事項」という。)に変更があったとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、変更届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、同条第1項の規定による届出(登録事項の変更に係るものに限る。)を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第3条第1項に掲げる基準に適合しないと認める場合又は第13条第1項若しくは第2項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

(廃止の届け出)

第7条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、その日から30日以内に、廃業等届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、第4条の登録は、その効力を失う。

(精神の機能の障害により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第8条 登録事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録事業者又はその法第11条第1項第6号に規定する法定代理人若しくは同項第7号に規定する役員が第5条第1項第5号に該当する状態となったときは、届出書(様式第7号)に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の登録を抹消しなければならない。

(1) 第7条第2項の規定により登録が効力を失ったとき。

(2) 第13条第1項又は第2項の規定により登録が取り消されたとき。

(入居の拒否の制限)

第10条 登録事業者は、第4条第1項に基づく申請において定めた住宅確保要配慮者が登録住宅に入居を希望する場合、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならない。

(報告の徴収)

第11条 市長は、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について、報告を求めることができる。

(指示)

第 12 条 市長は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 市長は、登録事業者が第 10 条の規定に違反したときは、当該登録事業者に対し、指示書(様式第 8 号)により、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。ただし、緊急を要する等の特別な理由があると判断した場合においては、口頭等により指示できるものとする。

(登録の取消し)

第 13 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条の登録を取り消さなければならない。

(1) 第 5 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 不正な手段により第 4 条の登録を受けたとき。

2 市長は、登録事業者が第 12 条の規定による指示に違反したときは、第 4 条の登録を取り消すことができる。

3 市長は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に、登録取消通知書(様式第 9 号)により通知する。

(個人情報の保護)

第 14 条 本制度の全ての実施主体(その者が法人である場合にあってはその役員)及びその職員並びにこれらの者であったものは、本制度の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 本制度の全ての実施主体は、本制度を実施するうえで、住宅確保要配慮者の個人情報を用いる場合は当該住宅確保要配慮者の同意を、住宅確保要配慮者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得ておかななければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、登録等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

西宮市長 殿

登録申請者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱(以下、要綱)第 4 条第 1 項の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

また、要綱第 5 条第 1 項各号に規定する要件に該当しないことを誓約します。

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. この書類は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに作成することとし、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止する場合には、当該住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに廃止の届出を行うこととする。

様式第1号別紙（第4条関係）

1. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな)
所在地	(住居表示)
利用交通手段	最寄り駅（                      ）線（                      ）駅 <input type="checkbox"/> 1. 最寄り駅から徒歩で（                      ）分 <input type="checkbox"/> 2. 最寄り駅からバスで（                      ）分 （バス停（                      ）から徒歩で（                      ）分） <input type="checkbox"/> 3. その他（                      ）
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有権 <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 期間                      年      月      日から                      年      月      日まで

(注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人				
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	生年月日 (個人の場合)		性別 (個人の場合)	
住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号                      )				
	電話番号				
代表者氏名 (法人の場合)	(ふりがな)	生年月日		性別	
法人の役員 (法人の場合)	別添1のとおり				
	宅地建物取引業の免許証番号 (宅地建物取引業者である場合)				
	住宅宿泊管理業の登録番号 (住宅宿泊管理業者である場合)				
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号 (賃貸住宅管理業者である場合)				
法定代理人 (未成年の個人である場合)	法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人			
	(ふりがな) 商号、名称又は氏名	生年月日 (個人の場合)		性別 (個人の場合)	
	住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)	(郵便番号                      )			
		電話番号			
	法人の役員(法人の場合)	別添2のとおり			

3. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸
居住部分の規模	(最小)	m <sup>2</sup>
	(最大)	m <sup>2</sup>
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/> 共同居住型賃貸住宅として使用
	構造	造
着工又は竣工の年月	年 月 日	

※ 登録申請対象戸数が1戸の場合には、「居住部分の規模」は「(最小)」の欄に記載すること

4. 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲

入居を受け入れる主な住宅確保要配慮者	<input type="checkbox"/> 低額所得者 <input type="checkbox"/> 被災者（災害から3年以内） <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 子育てをする者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等 <input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者 <input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等 <input type="checkbox"/> DV 被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等 <input type="checkbox"/> 帰国被害者等 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者等 <input type="checkbox"/> 生活困窮者 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が指定する災害の被災者 <input type="checkbox"/> その他都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	詳細については、別添5のとおり
--------------------	--	-----------------

5. 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の戸数	戸	詳細については、別添5のとおり
-------------------	---	-----------------

6. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

家賃の概算額	(最低) 約	円	詳細については、別添3 (共同居住型賃貸住宅の場合は別添4)のとおり
	(最高) 約	円	
共益費の概算額	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	
敷金の概算額	(最低) 約	円	
	(最高) 約	円	

※ 登録申請対象戸数が1戸の場合には、それぞれの概算額は「(最低)」の欄に記載すること



7. 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理	<input type="checkbox"/> 管理業務を委託（一部委託を含む）
管理業務の委託先（管理業務を委託する場合は下記を記入）		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )	電話番号
住 所 (法人にあっては担当事務所の連絡先、個人の場合は記入不要)	(郵便番号 )	電話番号

【添付書類】

- ・住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
- ・【旧耐震-昭和56年5月31日以前の物件】地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの
  - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書
  - ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の建設住宅性能評価書
  - ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類
- ・住宅構造が、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の基準に適合するものであることを誓約する書類（様式2）

役員名簿

(ふりがな)	生年月日	性別	役名等
氏名			

第 4 条第 1 号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役員名簿

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	役名等

第4条第1号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

専用部分の 床面積(m <sup>2</sup> )	構造及び設備等※					住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
	完備	便所	台所	収納	浴室			

- 注1) 住戸の規模並びに構造及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。
- 注2) 構造及び設備欄の『完備』は、各戸に便所、台所、収納及び浴室の全てを備えるものを表す。
- 注3) 浴室はシャワー室を含む。
- ※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等※	備考
台所	
収納	
浴室	

※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

様式第 1 号関連\_別添 4

住宅の規模並びに構造及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

専用部分の 床面積(㎡)	構造及び設備等※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記 載)	月額家賃 (概算額) (円)
	完備	便所	洗面	浴室	台所	洗濯室			

注 1) 住戸の規模並びに構造及び設備のタイプ別にまとめて記載すること。

注 2) 構造及び設備欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。

注 3) 浴室はシャワー室を含む。

※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等(各室以外に共同利用する設備がある場合のみ)

設備等※ 1	整備箇所数	想定利用戸数 (戸)※ 2	想定利用戸数/ 整備箇所数	備考
便所				
洗面				
浴室				
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

※ 1 有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。

※ 2 想定利用戸数には、登録の対象としない住戸も含めること。

3. 延べ床面積等

全住戸数 (戸) ※	当該地域における最低延べ床面積 (基本：全住戸数×15+10)	住棟の延べ床面積 (㎡) ※	備考

※全住戸数と延べ床面積には、登録の対象としない住戸も含めること。

入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等

※共同住宅の住戸にあっては、記載内容が同一となるものについて、本様式を各一式ずつ作成すること。

住戸番号 (共同住宅の場合)	
-------------------	--

○入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲

法令において定められた者	住宅確保要配慮者	入居を受け入れる者の範囲、条件等
	<input type="checkbox"/> 低額所得者(生活保護受給者を除く)	
	<input type="checkbox"/> 低額所得者(生活保護受給者)	<input type="checkbox"/> 住宅扶助費の代理納付が実施される場合に限る
	<input type="checkbox"/> 被災者(災害から3年以内)	
	<input type="checkbox"/> 高齢者	高齢者の年齢：( ) 歳以上
	<input type="checkbox"/> 身体障害者	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者	
	<input type="checkbox"/> 精神障害者(発達障害者を含む)	
	<input type="checkbox"/> 子育てををする者(ひとり親を除く)	最年長の子供の年齢：( ) 歳以下 最年少の子供の年齢：( ) 歳以上
	<input type="checkbox"/> 子育てををする者(ひとり親)	最年長の子供の年齢：( ) 歳以下 最年少の子供の年齢：( ) 歳以上
	<input type="checkbox"/> 外国人	
	<input type="checkbox"/> 中国残留邦人等	
	<input type="checkbox"/> 児童虐待を受けた者	
	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者等	
	<input type="checkbox"/> DV 被害者	
	<input type="checkbox"/> 帰国被害者等	
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等	
	<input type="checkbox"/> 保護観察対象者等	
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者	
	<input type="checkbox"/> 国土交通省大臣が指定する災害の被災者	
	都道府県又は市区町村の供給促進計画において定められた者	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

<input type="checkbox"/> 入居者を、住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る。
---

西宮市長 殿

登録事業者住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称(法人である場合代表者名)

(未成年者である場合法定代理人の氏名)

## 誓 約 書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別及び住所については、別添に記載するとおりです。

### 一 次の各号のいずれにも該当しないこと

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ハ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（チにおいて「暴力団員等」という）
- ホ 精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- ト 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する物があるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- リ 建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人が前各号のいずれかに該当すること

### 二 申請の内容が、次の各号のいずれにも該当すること

- イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）若しくは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること
- ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること
- ハ 基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること

(別添)

1. 登録申請者が個人の場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

2. 登録申請者が法人である場合

当該法人の代表者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
当該法人の役員				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
建物の転貸借が行われている場合にあつては当該建物の所有者及び転貸人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

(注1) 記入欄が不足する場合には、行を追加してください。

(注2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第7号に規定する住宅宿泊管理業者又は賃貸住宅管理業者登録規定(平成23年9月30日国土交通省告示第998号)第2条第4号に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。



西すまい指令第 号  
年 月 日

様

西宮市長

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録通知書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱(以下、「要綱」という)第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、要綱第4条第3項の規定に基づき下記のとおり登録しましたので、通知します。

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号 第 号
3. 登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
登録申請者の商号、名称又は氏名
4. 登録に係る住宅の所在地
5. 登録に係る住宅の名称
6. 登録の有効期間 年 月 日まで

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市(代表者は西宮市長)を被告として、この処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提訴できなくなります。

様

西宮市長

印

登録拒否通知書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱（以下、「要綱」という）第4条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅について、下記の理由により登録を拒否することとしたので、要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

1. 登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地
2. 登録拒否の理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市（代表者は西宮市長）を被告として、この処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提訴できなくなります。

西宮市長 殿

登録事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日			
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考

1. 登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

西宮市長 殿

登録事業者住所  
又は主たる事務所の所在地  
氏名又は名称

廃業等届出書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱（以下、「要綱」という）第4条第1項の登録を受けた事業について、事業を廃止したので、要綱第7条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号 第 号
3. 登録に係る住宅の所在地
4. 登録に係る住宅の名称
5. 廃業等の理由
  
6. 廃業等が決定した時期

(注意)

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

西宮市長 殿

届出者住所

又は主たる事務所所在地

氏名又は名称

代表者氏名

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱第8条の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない状態となったので、西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱第8条の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 氏 名：
2. 生 年 月 日：
3. 届出者との関係：
4. 登 録 年 月 日：
5. 登 録 番 号：

以上

備考

1. 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

西すまい命令第 号  
年 月 日

様

西宮市長

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る指示書

西宮市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱（以下、「要綱」という）第4条第1項の規定に基づき 年 月 日付け（登録番号第 号）で登録を行った住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、要綱第12条の規定に基づき次のとおり指示します。

1. 指示する事項

2. 指示する理由

3. 指示に対する措置等の期限

様

西宮市長

印

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録取消通知書

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱（以下、「要綱」という）第4条第1項の登録を取り消したので、要綱第13条第3項のとおり通知します。

1. 登録年月日 年 月 日

2. 登録番号 第 号

3. 登録申請者の住所又は主たる事務所の所在地

登録申請者の商号、名称又は氏名

4. 登録に係る住宅の所在地

5. 登録に係る住宅の名称

6. 登録取り消しに係る部分

全部 一部（ ）

7. 取り消し理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市（代表者は西宮市長）を被告として、この処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、処分審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提訴できなくなります。